

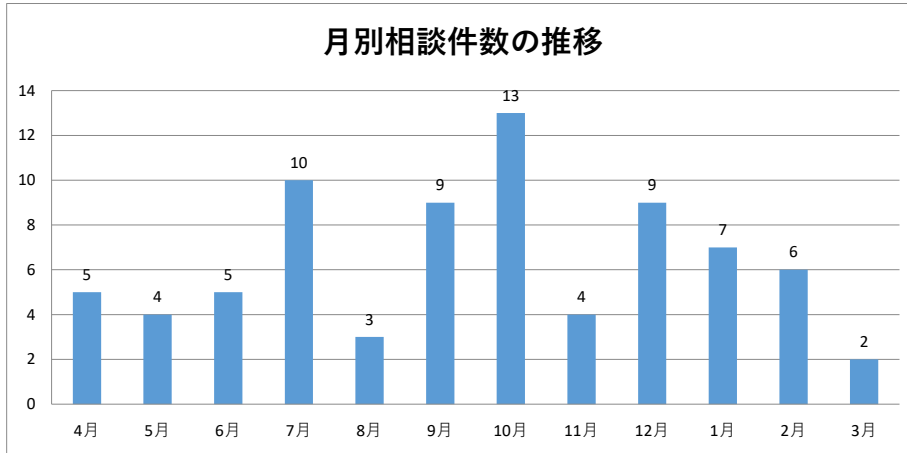
令和7年度の消費生活相談の概況

小千谷市消費生活相談窓口

1. 相談件数の推移

令和7年度の消費生活相談の受付件数は77件でした。（前年度に比べて7件の増加）

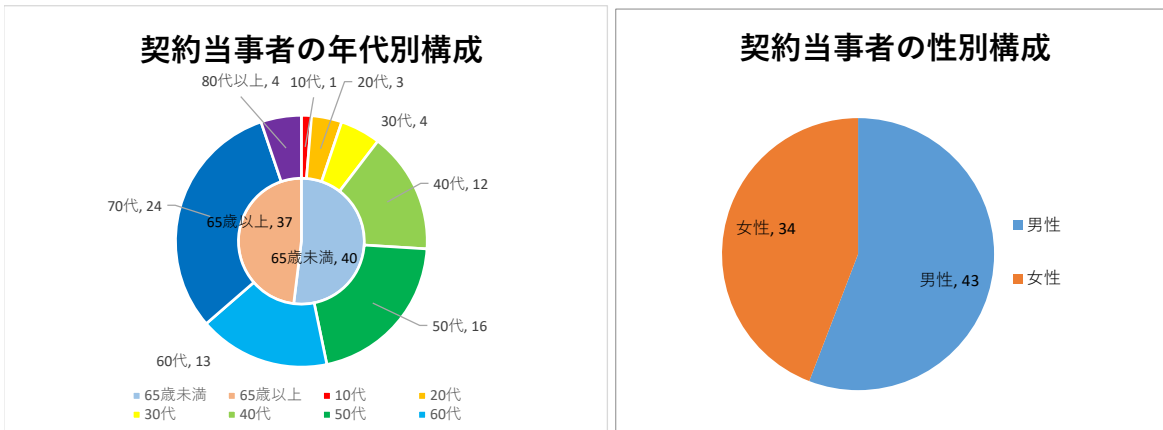
ここ数年は、およそ70件程度で推移しています。（令和5年度63件、令和6年度70件、令和7年度77件）



2. 契約当事者の年代と性別

年齢別では、65歳以上の高齢者が契約当事者全体の48%を占めました。年代で見ると、70代が最も多く、次いで50代、60代でした。

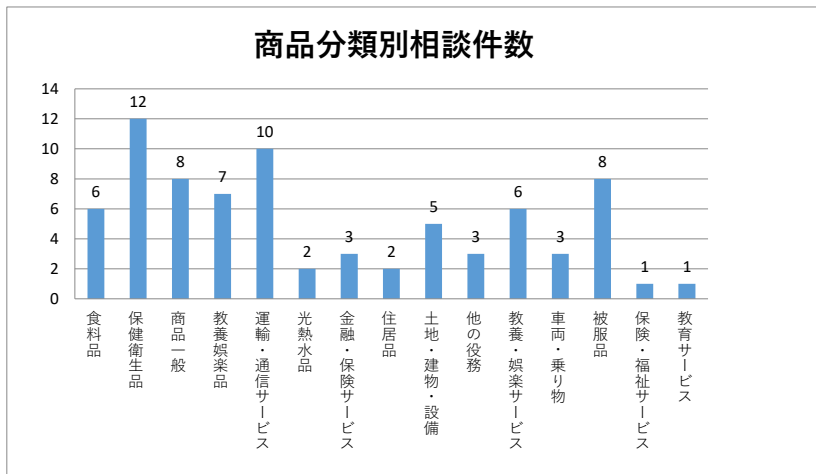
性別では、男性の割合が高くなっています。



3. 相談件数の内訳

①商品別分類

相談件数が最も多かったのは「保健衛生品」（化粧品に関する相談など）でした。次に、運輸・通信サービス（携帯電話、インターネット回線に関する相談など）、3番目は「商品一般」（不審な電話、覚えのない荷物や架空請求に関する相談をなど）と「被服品」でした。



②年齢層別分類

年齢層別にみると、20歳未満や20代、30代の若年層では全体的に相談件数が少なく、40代以上の各年齢層では「商品一般」(不明な請求等) や (不審な電話等) が上位にみられ、通信販売による「化粧品」や「被服品」に関する相談も多くみられます。

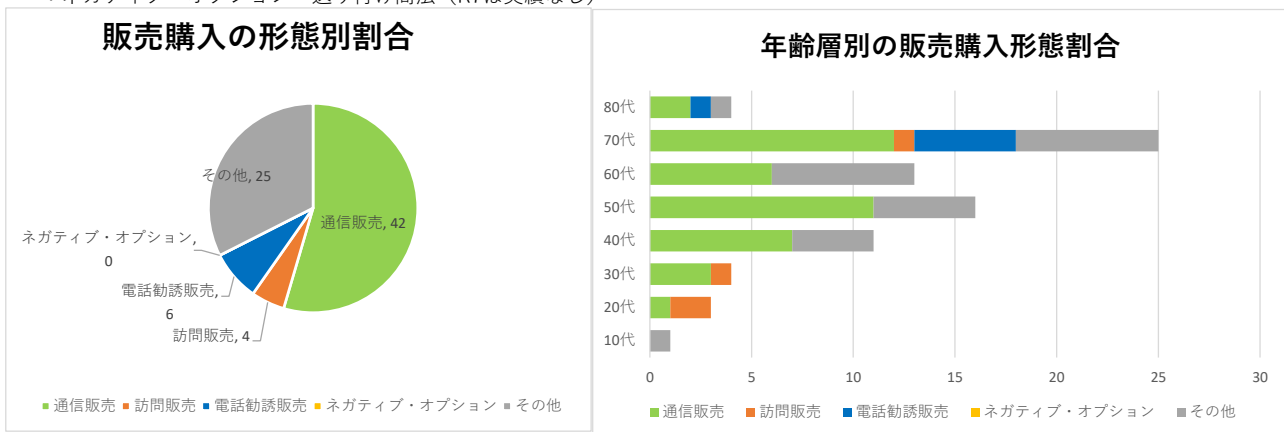
20歳未満		20代		30代		40代	
教育サービス	1	電話機・電話機用品	1	インターネット通信サービス	1	被服品	3
総件数	1	食品	1	被服品	1	教養娯楽品	2
		太陽光発電	1	太陽光発電	1	化粧品	1
		総件数	3	内職・副業	1	商品一般(不明な請求)	1
				総件数	4	自動車	1
						不動産貸借	1
						インターネット通信サービス	1
						教養娯楽サービス	1
						総件数	11

50代		60代		70代		80代以上	
教養娯楽サービス	3	商品一般(不審な電話等)	3	化粧品	5	電話機・電話機用品	1
商品一般(不明な請求等)	2	化粧品	2	食品	3	電気・電気設備	2
電話機・電話機用品	2	原動機付自転車・自動車部品	2	金融保険	3	パソコン・パソコン関連用品	1
化粧品	2	食品	1	インターネット通信サービス	3	総件数	4
被服品	2	住居品	1	商品一般(不審な電話等)	2		
食品	1	教養娯楽品	1	パソコン・パソコン関連用品	2		
住居品	1	放送	1	被服品	2		
教養娯楽品	1	歯科治療	1	保健衛生品	2		
住宅	1	役務その他	1	教養娯楽サービス	1		
役務その他	1	総件数	13	電話料金	1		
総件数	16			電気	1		
				総件数	25		

③販売購入形態別

販売購入形態別にみると、SNS広告やネット検索をきっかけにした通信販売が約半数を占めました。年齢層別にみても最も多い販売購入形態は通信販売でした。インターネットやSNSの普及に伴い利用する機会が多くなった通信販売は、世代を問わず利用する際に注意が必要です。

* ネガティブ・オプション…送り付け商法 (R7は実績なし)



4. 被害防止のポイント

●「お試し」のつもりが定期購入に！？

ー低価格を強調する販売サイトにはご注意くださいー

・通信販売で安く買えそうなときは、定期購入が条件になっていないかよく確認しましょう！

「お試し」「初回限定●%オフ」などとお得感を強調した言葉にはご注意ください！

・契約条件が記載されている最終確認画面はスクリーンショットを撮っておきましょう！

●個人名義の振込先にはご注意を！

ーネット通販を利用する際は、購入先・支払先もよく確認しましょうー

・販売会社から購入したにも関わらず、振込先名義が個人名の場合は詐欺の可能性があるので注意しましょう！

・現金振込後、「欠品したため決済アプリで返金する」と言ってさらに送金させようとする手口も！

●注文した覚えのない荷物が送られてきた！どうしたら？

・一方的に送りつけられた荷物は直ちに処分しても大丈夫です！

開封したり処分したりしても、金銭を支払う義務は生じません！

・誤って金銭を支払ってしまったら、直ちに消費生活相談窓口へ相談しましょう！

悪質商法等による被害に遭ってしまった、ある製品を使ってけがをしてしまった……など

困ったときは、消費者ホットライン188番にお電話ください！

商品の購入やサービスの契約など消費者トラブルに遭い、どこに相談したらいいかわからない場合は局番なしの3ケタ番号「188（いやや!）」へ電話をかけてください。最寄りの消費生活センター等の相談窓口につながります。

小千谷市役所消費生活相談窓口へも直接お電話いただけます。

☎0258-83-3509（受付：平日 9時～16時）



←ご相談はWebからも受け付けています。



消費者ホットライン188イメージキャラクター
イヤヤン

小千谷市役所 市民生活課市民係 消費生活相談窓口